

試験問題

事業者名:

役職:

氏名:

【正誤問題】
解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。	×
2.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。	○
3.	一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。	○
4.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。	×
5.	一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。	○
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。	×
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。	×

9.	一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	×
10.	道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。	○
11.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。	×
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。	×
13.	一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。	○
14.	一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。	×
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×
16.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定の届出をしようとする場合、当該届出書には設定を必要とする理由を記載する必要はない。	○
17.	道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。	×
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。	○

19.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。	○
20.	旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。	○
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。	○
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6月間保存しなければならない。	×
23.	運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の開始の日から一年間保存しなければならない。	×
24.	旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。	○
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。	×
26.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。	○
27.	道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。	○
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。	×

29.	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出る必要がある。	○
30.	旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、二十四時間以内に事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から三十日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。	×
31.	旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。	○
32.	乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。	×
33.	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間に付き3回が限度である。	×
35.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的としている。	○

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は()の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

ア. 六ヶ月以上 イ. 一年以上 ウ. 二年以上

イ

37. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止又は廃止しようとする場合、休止又は廃止しようとする日の少なくとも()日前までに、営業所その他の事業所において公衆に見えやすいように掲示しなければならない。

ア. 七 イ. 十 ウ. 三十

ア

38. 一般貸切旅客自動車運送事業は、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真(当該運転者を識別できるものに限る。)を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を()保存しなければならない。ただし、当該状況を録画する場合はこの限りでない。

ア. 六十日間 イ. 九十日間 ウ. 百二十日間

イ

【筆記問題】

39. 初任運転者以外の者であって、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験(実技の指導を受けた経験を含む。)のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者を()という。
()にあてはまる語句を記入して下さい。

準初任運転者

40. 一般貸切旅客自動車運送事業者が地方運輸局長の命令により整備管理者を解任された者を選任する場合、解任の日から何年を経過した者でなければならないか、記入して下さい。

5年